

株式会社 総研 確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、株式会社総研確認検査業務規程(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社総研(以下「当社」という。)が実施する確認検査の手数料について、必要な事項を定める。

(建築物等に関する確認申請手数料)

第2条 業務規程第17条第4項に規定する建築物に関する確認の手数料は、確認申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

(単位：円)

床面積の合計	区分	建築確認
100㎡以内	4号等	15,000
	上記以外	27,000
100㎡を超え200㎡以内	4号等	22,000
	上記以外	40,000
200㎡を超え500㎡以内	4号等	30,000
	上記以外	50,000

※4号等とは、建築基準法第6条第1項第4号及び型式認定を受けた建築物をいう。

(第3条及び第4条第1項についても、同様とする。)

2 前項の表の床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。)は、当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転を除く。)は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。(増加する部分がなく計画の変更に係る部分のみの場合は当該計画の変更部分の床面積に関係なく床面積の合計を100㎡以内とみなす。)ただし当該計画の変更に係る直前の確認を当機関以外の者から受けている場合は、当該建築に係る部分の床面積とする。
- (3) 建築物を移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替え、用途変更をする場合(次号に掲げる場合を除く。)は、当該移転又は修繕若しくは模様替え、用途変更に係る部分の床面積の2分の1とする。
- (4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替え、用途変更をする場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。
- (5) 消防長等の同意等が必要な申請については、3,000円を加算する。

(6) 天空率審査の必要なものについては、手数料の額に道路斜線、隣地斜線及び北側斜線の区分のごとに、8,000円を加算する。

(7) 床面積の合計が500㎡以内の構造計算書付のものについては、1号、2号及び3号とみなすものを含む)の手数料の額に、以下の額を加算する(計画変更確認の申請等において構造に関して変更がない場合を除く。)

(単位：円)

床面積の合計が100㎡以内	25,000
100㎡を超え200㎡以内	30,000
200㎡を超え500㎡以内	35,000

3 エレベーターの確認申請手数料は次に掲げるものとする。

(1) エレベーターを設置する場合(次号に掲げる場合を除く。)

15,000円(小荷物専用昇降機については7,000円)

(2) 確認を受けたエレベーターに係る計画の変更をしてエレベーターを設置する場合

8,000円(小荷物専用昇降機については6,000円)

4 広告塔及び広告板の確認申請手数料は20,000円とする。

5 擁壁の確認申請手数料は20,000円とする。

(建築物に関する中間検査の手数料)

第3条 業務規程第26条第4項の規定による中間検査の手数料は、申請1件につき、当該申請に係る建築物の建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次の表に定める額の手数料とする。

(単位：円)

床面積の合計	区分	中間検査
100㎡以内	4号等	20,000
	上記以外	24,000
100㎡を超え200㎡以内	4号等	24,000
	上記以外	32,000
200㎡を超え500㎡以内	4号等	36,000
	上記以外	42,000

(建築物等に関する完了検査の手数料)

第4条 業務規程第32条第4項の規定による完了検査の手数料は、申請1件につき、当該申請に係る建築物の建築、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の合計に応じ、次の表に定める額の手数料とする。

(単位:円)

床面積の合計	区分	完了検査
100 m ² 以内	4号等	24,000
	上記以外	27,000
100 m ² を超え 200 m ² 以内	4号等	30,000
	上記以外	35,000
200 m ² を超え 500 m ² 以内	4号等	44,000
	上記以外	50,000

2 前項の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築物に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては、当該移転又は修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。

3 エレベーターの完了検査申請手数料は26,000円とする。(小荷物専用昇降機については13,000円)

4 広告塔及び広告板の完了検査申請手数料は30,000円とする。

5 擁壁の完了検査申請手数料は30,000円とする。

(建築物等に関する仮使用認定の手数料)

第5条 業務規程第39条の規定による仮使用認定の手数料は申請1件につき、100,000円とする。

(遠隔地に関する検査申請手数料の加算)

第6条 別表に定める区域の場合は、第3条から第5条に定める額に、各申請1件につき、該当金額を加算する。

2 同一申請者等による複数の検査対象物件について、同一分譲地内又は、隣接する分譲地内で連続して検査を行うことができる場合においては、当該複数の検査対象物件を一つの物件として前項の規定を適用する。

(申請等手数料の減額)

第7条 当社は、住宅性能評価をあわせて申請する確認又は、検査の申請手数料の額については、当該手数料の額を超えない範囲で別に手数料を定めることができる。

別表 手数料を加算する区域

5,000 円	足利市、佐野市、栃木市(旧藤岡町のみ該当)、野木町 日光市(旧今市市は除く)、大田原市、那須塩原市、那須町、那珂川町
---------	---

附則

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 9 月 7 日から施行する。

制定：平成 26 年 7 月 1 日

改訂：平成 26 年 9 月 1 日

改訂：平成 27 年 1 月 30 日

改訂：平成 27 年 6 月 1 日

改訂：平成 27 年 9 月 7 日